

北上地区消防組合職員の修学部分休業規則をここに公布する。

平成30年 2 月 21 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 3 号

北上地区消防組合職員の修学部分休業規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の修学部分休業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区消防組合職員の修学部分休業条例（平成30年北上地区消防組合条例第2号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 職員の修学部分休業については、北上市職員の修学部分休業規則（平成28年北上市規則第40号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。